

さいたま市社会福祉法人、社会福祉施設及び児童福祉施設指導監査実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、社会福祉法人、社会福祉施設及び児童福祉施設（以下「社会福祉法人等」という。）に対し実施する指導監査に関し必要な事項を定める。

(指導監査の目的)

第2条 指導監査は、社会福祉法その他関係法令、関係通知等における遵守状況及び最低基準等の実施状況について監査するとともに、必要な助言及び指導を行うことにより、適正な社会福祉法人等の運営を確保し、本市における福祉サービスの向上を図ることを目的とする。

(指導監査の対象等)

第3条 指導監査の対象及び根拠法令は別表のとおりとする。

(指導監査の方針)

第4条 指導監査は、次の各号に掲げる方針に基づき行う。

- (1) 指導監査に当たっては、公正不偏の態度を保つとともに、関係者の理解と協力が得られるよう配慮する。
- (2) 指導監査は、画一的、形式的指導に陥ることのないように留意し、単に問題点を指摘するのではなく、その原因を究明し、問題解決と社会福祉法人等の運営の改善のための具体的な助言と指導を行う。
- (3) 指導監査を重点的かつ効率的に実施するため、年度ごとに実施計画を策定する。

(指導監査の分類)

第5条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

2 一般指導監査は、原則として年度に1回実地において実施する。

3 特別指導監査は、次の場合に随時実施する。

- (1) 正当な理由なくして、一般指導監査を拒否したとき。
- (2) 一般指導監査における指導にもかかわらず、是正改善が見られないとき。
- (3) その他社会福祉法人等の運営状況、施設入所者等に係る処遇状況等に、特に問題を有すると認められるとき。

(指導監査の実施)

第6条 指導監査の実施に当たっては、事前に、監査期日、事前提出資料、指導監査を受ける際に準備すべき資料その他必要な事項を社会福祉法人等の代表者あてに文書をもって通知する。ただし、特別指導監査については、適宜通知する。

2 指導監査は、社会福祉法人の運営状況、会計及び人事管理等並びに社会福祉施設、

児童福祉施設の運営状況、入所者等に係る処遇状況及び経営事務等に関する書類の審査並びに社会福祉法人等の代表者、関係職員等からのヒアリングを中心に実施する。

- 3 指導監査は、必要に応じて他の法令に基づく実地指導等と同時に実施できる。また、指導監査を効果的に実施するため、必要に応じて社会福祉法人等に係る事業の所管課職員の同行を要請する。

(指導監査結果)

第7条 指導監査担当職員は、指導監査終了後、原則として、社会福祉法人等の代表者等に対し講評を行う。

- 2 指導監査担当職員は、指導監査終了後、速やかに、その結果を検討し、報告書を作成して福祉局生活福祉部長に復命する。

- 3 指導監査の結果は、社会福祉法人等の代表者あてに文書をもって通知する。

(改善指導)

第8条 指導監査の結果、改善を要する事項があるときは、前条第3項の通知において指導事項を示すとともに、期限を定めて改善状況、改善計画等の報告を求める。

(改善勧告)

第9条 社会福祉法人の指導監査にあつては、法令若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、社会福祉法第56条に基づきその社会福祉法人に対して必要な改善を勧告する。また、当該法人の施設等の指導監査にあつては、その運営が著しく適正を欠くと認めるときは、別表に掲げる法令に基づき改善のために所要の措置を講ずる。

(情報の公開)

第10条 指導監査の結果については、社会福祉法人等の運営の適正化と福祉サービスの質の向上を図る観点から、市民への公表に努める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 さいたま市社会福祉法人指導監査実施要綱及びさいたま市社会福祉施設指導監査実施要綱は、平成21年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月11日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正前の第8条及び第10条の規定については、なお従前の例による。

別表（第3条、第9条関係）

対 象	根拠法令
社会福祉法第22条に定める社会福祉法人（注）	社会福祉法第56条第1項、第4項
老人福祉法第5条の3に定める養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム	老人福祉法第18条第2項、第19条
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に定める障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第85条
児童福祉法第7条第1項に定める障害児入所施設	児童福祉法第46条第1項、第3項

（注）市長が所管する社会福祉法人のうち、子ども未来局が所管する社会福祉事業のみを行う社会福祉法人を除く。